

【宮城県】相談支援従事者研修Q&A

受講を希望される方からよくいただく質問とその回答についてまとめましたので、研修の受講に関してご不明な点がございましたら、こちらをご参照ください。

1. 受講要件・申込手続について

No.	質問	回答
1	初任者研修について、講義部分のみの受講は可能か	初任者研修は、講義2日間+演習5日間+地域実習の全てを受講しないと修了証書が発行されません。従って、講義のみの受講はできません。
2	サビ管等研修で初任者研修共通講義部分を修了した場合、免除はあるか	ございません。初任者研修は、全日程を受講していただく必要があります。
3	個人での申込は可能か	できません。従事する(予定の)法人又は事業所の代表から推薦をもらう必要があります。
4	相談支援専門員の実務要件を満たしていない場合も、初任者研修の受講は可能か	可能です。ただし、定員超過の申込があった場合は、既に実務要件を満たしている方から受講決定します。また初任研修了しても実務要件を満たしていなければ相談支援専門員としての配置はできません。
5	現在、放課後等デイサービスに所属しているが、退職後に相談支援の仕事に就きたいと考えている。現在の所属から推薦はもらえるが、相談支援事業は実施していない。受講申込は可能か	従事する(予定の)相談支援事業所等の法人又は事業所代表から推薦をもらう必要があります。現所属からの推薦では申込できません。
6	現在、県外で勤務しており、今後宮城県で事業所を立ち上げる予定がある。宮城県の初任者研修に受講申込することは可能か	直近(年度内)に宮城県県内で事業所を立ち上げることが証明できる場合は、申込が可能です。
7	(結婚等により)過去の資格証と姓が変わっている場合、どうすれば良いか	旧姓と新姓の両方が分かる書類(戸籍抄本等)を提出してください。
8	申込期限を過ぎた場合でも受付してもらえるのか	受付できません。
9	〇〇年に初任研(または現任研)を受けたが失効しているか?	こちらで失効の有無については原則確認いたしません。ご自身で直近の研修を受講した年度や募集要綱等(【参考:受講時期の確認表】)をご確認ください。 ※①平成21、26年度の相談支援従事者初任者研修修了者で平成31年度(令和元年度)までに相談支援従事者現任研修または相談支援従事者主任研修を修了した者。 ②平成31年度(令和元年度)の相談支援従事者初任者研修修了者で令和5年度までに相談支援従事者現任研修を修了していない者。が今年度受講の対象になります。
10	相談支援の実務経験がないと現任研修を受講(更新)できないと聞いたが、本当か?	初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることが研修の受講要件となっております。 なお、旧カリキュラム(※)受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととしています。 (※)旧カリキュラム受講者とは、H27年度からH31年度の5年間に、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。
11	提出書類の再提出を求められたが再送分は簡易書留で送るのか	提出書類をご提出いただく場合は原則、簡易書留でお送りください。
12	受講優先順位というのは法人内か、事業所内か?	事業所内での優先順位になります。

2. 申込様式等について

No.	質問	回答
1	(現任研修) 実務経験証明書は、これまで勤務していた事業所等から公印をもらう必要があるのか	勤務していた事業所それぞれからもらう必要があります。
2	資格証明書写しを取り寄せるまで時間を要し、締切日まで間に合わない。提出は必要か	締切日までに提出できない旨記した文書を送付し、後日資格証明書写しを提出願います。
3	現在、通所支援事業所に従事しているが、今後、相談支援事業所への異動が見込まれている。推薦はどこからもらえば良いか	異動が確定している場合は、相談支援事業所から推薦をもらってください。 異動が未確定で同一法人である場合は、法人代表から推薦をもらってください。
4	過去に勤めていた法人、事業所が倒産、解散しており、実務経験証明書を提出できない。この場合、受講は認められないのか	当時の勤務形態と業務内容が分かる書類（雇用契約書）と、実務経験証明書が取得できない理由を記した書類（任意様式）を提出してください。その内容で判断します。
5	実務経験記載票及び実務経験証明書はどこまで遡って提出すればよいか	実務経験を満たす範囲までで大丈夫です。
6	現所属の実務経験は、どの時点を最終日にすればよいか	受講開始日を最終日としてください。
7	公印は電子公印でもよいのか	電子公印でも差し支えありません。
8	公印は事業所の印でもよいのか。それとも法人の印になるのか	どちらでも大丈夫です。
9	実務経験証明書は“該当者のみ提出”となっているが、該当しない場合は受講申込書のみでいいのか	大丈夫です。
10	パソコンを持っていないため、手書きで申し込んでも大丈夫か	手書きでも差し支えありません。
11	任用資格の証明書がないが、どうすればよいか	証明書がない場合、その資格による実務経験の証明はできません。再交付の方法等に関しては、資格の取得元にお問合わせの上、ご対応願います。
12	各提出書類は、指定された様式以外の様式で提出して構わないか	様式が指定されているものについては、その指定された様式で提出してください。
13	実務経験が複数の項目で満たされている場合、どの書類を提出すればよいか	満たしているいずれか一つの項目の書類を提出すれば大丈夫です。

3. 実務経験について

No.	質問	回答
1	一覧表に記載の事業や施設で従事していれば、どんな仕事内容でも該当するのか	太字で示されている業務（例：第1号の場合は、相談支援の業務）でないと該当しません。
2	自身の業務が実務経験の対象となるか	「実務経験一覧表」をご確認ください。自身の業務が本表のいずれに該当するか御不明な場合は、従事している（していた）事業所等の管理者や事業を委託している市町村等に御確認ください。
3	相談業務と施設支援業務を兼務している場合の実務経験年数はどのように計算すればよいか	相談支援の業務と直接支援の業務を兼務している場合、どちらか一方のみで計算してください。
4	公休と産休、有休も従事日数に含まれるか	含まれません。
5	国家資格を保有している場合の期間算定について、第5号の期間と第1号から第4号の期間は重複していても大丈夫か。それとも別々でないとダメか	重複していても大丈夫です。
6	実務経験は、各項目での期間を通算して〇年以上としてよいか	一覧表の第1号から第5号で期間を通算できる場合は、一覧表上部に記載されている①～③の場合のみとなります。
7	該当資格に“訪問介護員2級以上に相当する研修”とあるが、具体的にどの資格を指すか？	具体的には、訪問介護員養成研修1級・2級課程修了者、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者、介護福祉士 等があげられます。
8	実務経験 第1号アの「旧障害児相談支援事業」「身体障害者相談支援事業」「知的障害者相談支援事業」に該当するのはどのような場合か？	平成18年10月1日において、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者であった者が、平成18年9月30日までに、相談支援の業務（身体上若しくは精神上的の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事していた場合が該当します。
9	これまで勤務していた事業所に事業所番号がない場合はどうしたらよいか？	過去に勤務していた事業所等ですでにサービスを廃止しており、事業所番号が無効になっている場合や事業所が新しく設立されたばかりで、まだ事業所番号の取得手続きが完了していない場合等、記載欄に事業所番号を記載できない理由がある場合には、その理由や具体的な業務内容を明記したうえでご提出ください。（内容について事務局から確認をさせていただく場合もございます。）
10	実務経験はこれまでの勤務先の中から該当する期間をピックアップして記載しても問題ないか？	実務経験は必要な経験年数を満たしているか確認するために記載していただくものであるため、記載いただいた実務経験のみで必要な実務経験年数を満たすのであればピックアップして記載していただいても問題ありません。

4. その他

No.	質問	回答
1	年間の研修スケジュールは、いつ頃案内があるか	各年度の始めに1年間の大きなスケジュールを県ホームページの相談支援従事者研修のページに掲載する予定です。
2	国家試験の日と研修日が重なっている。特例はあるか	ありません。
3	平成25年度に初任者研修を受講している。平成29年度に現任研修を受講しているが、令和4年度に受講しないと資格は失効するの か	現任研修は、初任者研修の修了年度の翌年度から起算して5年間のうちに1回受講する必要があります。 (平成25年度に修了した場合、平成26年度から平成30年度に1回修了、令和元年度から令和5年度に1回修了、以降同様)
4	現在、相談支援専門員の資格を失効しているが、救済措置などあるか	失効している方に対する救済措置はございません。 もう一度初任者研修から受講していただく必要がございます。
5	年度に複数回初任研または現任研が実施されるか	毎年度1回ずつしか開催しておりません。(R6.3.31現在)
6	法定研修を県外で受講することとなった。地域実習はどのようにすればよいか	研修主催の指示に従ってください。
7	地域実習について、期間は決まっているのか	具体的な期間は年度によって異なりますが、当県主催の研修では初任者研修で2回、現任研修で2回実施いたします。
8	地域実習の手続きはどうすればよいか	地域実習開始前に、実習課題の確認先に関する資料を配布いたします。 記載内容を確認のうえ、確認先へ事前に連絡したうえで訪問してください。
9	なぜ地域実習を行うのか	相談支援専門員は研修とOJTを積み重ねることで成長します。地域実習は、自所属以外の事業所(基幹相談支援センター等)によるOJTを体験できる貴重な機会となります。また初任者研修の受講者にとっては、相談支援専門員として従事してからOJTでお世話になる基幹相談支援センター等との繋がりを研修段階で作ることができます。
10	演習や実習で用いるケースについて、介護保険の高齢者施設、居宅介護支援事業の事例でも良いか	ケアマネジメント技法を用いた支援に適する利用者(以下に該当する者)である必要があります。 ・地域生活(在宅生活)、入所・入院からの地域移行に関する支援の対象者であること ・実習期間内にゴール設定ができるか、あるいはすでにできている利用者であること ・地域の複数の社会資源を活用している(したい)利用者であること ・一つ以上の障害福祉サービスを利用している(したい)利用者であること
11	演習や実習で使用できる事例がない場合は、どうすればよいか	事例を用意できない場合、演習や地域実習を行えないため、研修を修了することができません。
12	複数市町村から委託を受けているが、地域実習先もそれに応じて事業所所在市町村以外に依頼することは可能か	原則として自身の事業所がある市町村になります。 やむを得ない事情がある場合は、別途ご相談の上、調整となります。